

サポート・サービスを開始する前に、必ずお読みください

Oracle Unbreakable Linux powered by MIRACLE Enterprise Linux サポートサービス契約条項

A. 定義

「甲」とは、本Oracle Unbreakable Linux powered by MIRACLE Enterprise Linux サポートサービス契約（以下「本契約」という）を締結し、ミラクル・リナックス株式会社（以下「乙」という）又はその正規販売店にEnterprise Linux サポートサービスを注文した個人又は法人をいう。

本契約において、「対象サービス」とは、Enterprise Linux サポートサービスという。それ以外のサービス（研修、ホスティング・サービス/アウトソーシング・サービス、コンサルティング・サービス、またはその他の乙のサービス）については、別途乙所定の書式の契約に基づき注文しなければならない。

「対象プログラム」とは、甲が注文したEnterprise Linux サポートサービスの対象であり、「Enterprise Linux Included Files」（<http://www.oracle.co.jp/support/doc/enterprise-linux-support-policies.pdf> に掲載される）にリストされた特定のソフトウェア製品のセットを指し、関連のプログラム説明書及びEnterprise Linux サポートサービスで取得されるパッチとバグ修正が含まれる。

「システム」とは、Enterprise Linux プログラムがインストールされているコンピュータをいう。

「サポート対象システム」とは、(1)甲が、Enterprise Linux サポートサービスの一環として、注文書に定めるサービス・レベルで提供を受ける対象サービス（更新版、パッチ、補正、セキュリティ警告、回避策、コンフィギュレーション、インストールの補助を含む）を適用する予定である、もしくは適用したシステム、又は(2)甲が、注文書に定めるサービス・レベルの対象サービスを求めるシステムであり、関連情報を乙に提供する予定であるが、もしくは提供したものをいう。

「物理CPU」とは、システムのプログラムを実行するモノリシックICを指す。マルチコア又はハイパースレッディングを搭載したモノリシックICは、対象システムにおける物理的なCPUの総数を決定する際に、物理CPU1個として数えられる。

「有効期間」とは、甲がEnterprise Linux サポートサービスの提供を受ける期間をいう。

B. 契約の適用範囲

本契約は、本契約に基づく注文に対して効力を有する。

C. 対象サービス

対象サービスは、甲の注文書に定めるサポート・レベルで、それに定める有効期間提供される。甲は、対象サービスを注文する際は、以下の条件を遵守しなければならない。

- Enterprise Linux Premier Limited 及びEnterprise Linux Basic Limited サポートサービスは、物理CPUを1システムあたり2個まで搭載したシステムに対してのみ適用可能とする。
- Enterprise Linux Premier、Enterprise Linux Basic 及びEnterprise Linux Network サポートサービスは、1システムあたりの物理CPUの数を問わず、いかなるシステムに対しても適用可能とする。

乙が甲の注文を受注次第、甲は、甲の業務処理を唯一の目的として、本契約の条件に従い、Enterprise Linux プログラムの対象サービスを受け限定された権利を有する。

注文書において、対象サービスは、Enterprise Linux プログラムに対し甲が注文した対象サービスのレベルであり、対象サービス（初年度及び次年度以降のEnterprise Linux サポートサービスを含む）は、対象サービスが提供される時点で有効な乙のEnterprise Linux サポート・ポリシーに基づき提供される。Enterprise Linux サポート・ポリシーは、本契約の一部を構成し、乙の裁量で随時変更される可能性がある。但し、乙は、対象サービスに対して支払済みの期間中は、提供される対象サービスのレベルを実質的に下げないものとする。対象サービスは、一定のシステムに対して適用可能であり、Enterprise Linux サポート・ポリシーに定める制限が追加される可能性がある。甲は、Enterprise Linux サポート・ポリシーを閲覧のうえ、対象サービスの注文書を締結するものとする。Enterprise Linux サポート・ポリシーの最新版は、http://www.miraclelinux.com/support/ubl/0EL_SLA.pdf で閲覧することができる。

対象サービスは、甲の注文書に特段の定めがない限り、乙が甲の注文を受諾した日とする。

本契約に基づき提供される対象サービスは、甲が別途取得したEnterprise Linux使用権に対して提供されるものである。本契約に基づき対象サービスの一環として受領されるパッチ、バグ修正、その他コードは、当該時有効なEnterprise Linux使用権許諾契約又はその他Enterprise Linuxサポート・ポリシーに定める契約の条件に基づき提供されるものとする。

D. 侵害時の保護

甲が乙のEnterprise Linux サポートサービスを契約していることを前提として、第三者が甲に対して、乙が提供している対象プログラム（以下「提供物」という）で、甲が自己の業務処理目的で使用しているものが当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、甲が以下を実施することを条件に、乙は、日本オラクル株式会社（以下、「日本オラクル」という。）との契約に基づき、日本オラクルの費用と負担でもって、当該クレームから甲を防御するとともに、裁判所が判示した当該第三者に対する損害額、損害賠償額、費用または乙が同意した和解金額につき甲に補償を行うものとする。

- 甲が当該クレームの通知を受けてから30日以内に（法律で要求される場合はそれより早く）、乙および日本オラクルに書面にて速やかに通知をすること
- 乙および日本オラクルに防御及び解決のためのあらゆる交渉の指揮・管理を与えること
- 当該クレームの防御や解決に必要な情報や権限、助力を乙および日本オラクルに与えること

日本オラクルが、当該提供物により第三者の知的財産権を侵害していると認めたと、又は当該提供物が当該第三者の知的財産権を侵害していると判断した場合は、日本オラクルは（当該提供物の実用性又は機能性を実質的に維持したうえで）当該提供物を非侵害となるように修正するか、あるいはその継続使用を可能とするライセンスを取得するかを選択することができる。いずれの措置も商業上合理的に取りえない場合は、乙は甲に対する30日前の通知をもって、当該提供物のその後の使用分について補償を受ける甲の権利を終了させるとともに、甲が支払済みの対象プログラムのEnterprise Linux サポートサービスの対価のうち、未經過分を返金することができる。上記にかかわらず、乙および日本オラクルは、次に掲げる場合に生じたクレーム、損害額、損害賠償額、費用については、甲に対して防御、補償を行わない。

- 甲が提供物を頒布したことに起因又は関連するとき
- 甲が提供物を改変したことに起因又は関連するとき
- 甲が、最新の提供物を使用していれば侵害クレームが回避され得た場合において、旧バージョンの提供物を使用したことに起因又は関連するとき
- 甲がユーザー説明書又は乙のEnterprise Linux サポート・ポリシーに定めた使用範囲を超えて提供物を使用したことに起因又は関連するとき
- 乙とのEnterprise Linux サポートサービスの契約が有効でない時点において、甲が提供物を使用したことに起因又は関連するとき

- (f) 乙が提供したものではない情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ又はその他の提供物に起因又は関連するとき
- (g) 提供物を乙が提供したものではない製品やサービスと組み合わせることにより起因又は関連するとき
- (h) 甲が第三者に対して提起したクレームや訴訟に起因又は関連するとき

対象プログラムと共に含まれるいかなるファイル又はコードで、

<http://www.oracle.co.jp/support/doc/enterprise-linux-support-policies.pdf> のリストに記載されないものについては、乙および日本オラクルは甲に補償を行わないものとする。本条は、権利侵害によるクレーム、損害額、損害賠償額、費用についての甲の唯一の救済措置とする。

E. 対価及び諸税

初年度の対価は、サポート対象システムのうち、甲の注文書の日付において存在するものの数に基づき算出される。次年度以降については、対価は、サポート対象システムのうち、各年度の初日において存在するものの総数に基づき算出される。甲は、上記初年度の対価のほかに、甲が注文しているレベルのサポートの有効期間中のいかなる時点でも、当該サポートに関するミラクル・リナックス サポートSLA(サービスレベルアグリーメント) Oracle Unbreakable Linux powered by MIRACLEに従い、同時に存在するサポート対象システムの最大数量に応じてEnterprise Linux サポートサービスを注文した場合は、そのサービス・レベルの対価を支払うことに同意する。この場合において、甲がサポート対象システムの数量を増やす決定をしたときは、甲は、当該増加分のシステムに対するEnterprise Linux サポートサービスを速やかに注文し、その対価を支払うことに同意する。乙に支払うべき対価はすべて、請求書日付より30日以内に支払うものとする。有効期間が複数年にわたる対象サービスの注文については、当該対象サービスの有効期間全体分の対価を前払いで支払うものとする。甲は、乙の所得に関する税を除き、甲が注文した対象サービスに関して法律上乙が支払わねばならない消費税、付加価値税、その他類似の税を支払うことに同意する。甲の注文書には見積額が示される場合があり、実際の税額は、甲の請求書に記載される。甲は、本契約及び甲の注文書により生じた支払義務が、将来のプログラムや更新版のリリリースを前提としないことに同意する。

F. 保証、免責および唯一の救済措置

1. 本サポートはあくまで助言として甲に提供されるものであり、乙の助言を採用するか否かは甲の判断によるものとし、乙は、乙の助言が甲の質問にある問題を解決すること、及び甲の特定の目的に適合することを一切保証しないものとする。
2. 本サポートは、本サポート対象製品の使用にかかわる助言を行うものであるが、乙の自由裁量において修正情報の提供を行うこともある。
3. 本サポートは、本契約に別段の定めが無い限り、本サポート対象製品自体の保証を補完、変更するものではないものとする。
4. 本サポートに関して、本契約の一方当事者の作為又は不作為に起因して他方当事者に損害が発生したときは、その損害の性質の如何を問わず、また、その請求が訴訟等の法的手続によってなされると否を問わず、甲又は乙が相手方に請求できる損害賠償の範囲は、相手方の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限られ、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとし、かつ、損害賠償額は、その損害の原因となった本サポートについて支払われた対価の額を上限とする。
5. データのバックアップを確保する責任は甲にあるものとし、前項の規定にかかわらず、本サポートの提供に起因するデータの喪失について乙が一切の責任を負わないことに甲は同意する。
6. 甲は、対象サービスに保証を満たさない点があった場合、当該対象サービスの実施日から90日以内に乙に通知しなければならない。
7. 法律の許す範囲で本条の保証が唯一のものであり、商品性および特定目的への適合性についての保証や条件を含め、本条以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切ないものとする。

G. 契約の終了

一方の当事者が本契約の重要な条件に違反し、書面で違反内容の明示があった後30日以内に違反を是正しないときは、相手方当事者は契約の不履行となり、本契約を終了させることができるものとする。但し、料金不払い以外の違反については、各当事者は、違反当事者が違反を是正する為に合理的な努力を続ける限り、当該30日間の期間を延長することに同意する。乙が、上記に基づき本契約を終了した場合、甲は、本契約に基づき乙から提供を受けた対象サービスの未払代金全額に加えてその消費税額と費用の合計金額を本契約の終了時から30日以内に支払うものとする。本契約の終了後または作業期間満了後においても、責任の制限、侵害に対する補償、支払およびその他の事項でその性質上存続すべき事項は、本契約終了後も引き続き存続する。

H. 機密保持

本契約により両当事者は相互に機密である情報(以下「機密情報」という)を入手する場合がある。両当事者は、本契約上の義務を履行するうえで必要となる情報のみを開示することに合意する。機密情報は、本契約の条件、価格、および開示する当事者(以下「開示側当事者」という)がそれを受領する当事者(以下「受領側当事者」という)に開示時点で機密として明示された全ての情報に限定されるものとする。各当事者の機密情報には、次の各号の情報は含まれないものとする。

- (1) 受領側当事者の行為や過失によらずに公知であるかまたは公知となった情報
- (2) 開示前に受領側当事者が開示側当事者から直接間接を問わず受領せずに適法に占有していた情報
- (3) 受領側当事者が第三者から開示について制限を受けることなく適法に開示を受けた情報
- (4) 受領側当事者が独自に開発した情報

各当事者は、相手方当事者の機密情報を開示された日から3年間にわたり機密情報を秘密に保持することに同意する。また、各当事者は、機密情報の漏洩を防ぐ義務を負う従業員または委託要員に対してのみ、機密情報を開示することに同意する。本条項は、甲または乙が、本契約により生じる法的な手続において、本契約の条件および価格を開示すること、あるいは法律に基づき政府機関に機密情報を開示することを制限するものではない。

I. 完全合意

甲は、適用される別紙と共に、本契約および本契約で明示的に言及された情報(URL上およびポリシー上で言及された情報を含む)が、甲から注文された対象サービスに関する甲と乙との間の合意の全てであり、本契約が、書面または口頭であるかを問わず、当該対象サービスに関わる過去または同時期になされたすべての合意や意思表示に取って代わることを了解する。

本契約の条項のいずれかが無効、または強制執行不能であることが判明した場合でも、その他の条項は引き続き有効とする。

両当事者は、本契約の条件が、いかなる購買注文書その他乙の書式でない書面に取って代わり、或いは又いかなる購買注文書またはその他乙の書式でない書面の条件も、甲が注文した対象サービスに対して適用されないことを明確に合意する。甲および乙の正当な権限を有する者が署名または記名押印した書面による場合を除き、本契約は修正されず、権利および制限について変更や放棄がなされないものとする。本契約において必要な通知は、書面をもって相手方当事者に行うものとする。

J. 責任の制限

いずれの当事者も間接損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害または結果的損害について、あるいは、逸失利益、売上の喪失、データまたはデータの使用機会の喪失について、何ら責任を負わないものとする。本契約に基づく損害に対する乙の賠償責任は、契約上の責任によるもの、不法行為によるもの、またはその他のいかなる法律原因によるものでも、すべて本契約に基づいて甲が乙に支払った金額を上限とし、また当該損害が保証を満たさなかった対象サービスから生じた場合には、乙の賠償責任は、損害の原因である保証を満たさなかった対象サービスに対して甲が支払った金額を上限とする。なお、本条の規定は、D.(侵害時の保護)に基づく補償金額(損害賠償額及び費用)に対する乙の補償義務、又は甲の唯一の救済措置を制限するものではない。

K. 輸出管理

対象サービスの成果物に対しては、米国および日本国の輸出に関する法令および規制(みなし輸出およびみなし再輸出に関する規制を含め、以下「輸出関連法規」という)が適用される。甲は、本契約に基づき提供された対象サービスの成果物の使用にあたり、輸出関連法規に従うことに同意する。甲は、データ、情報、プログラム(対象プログラムを含む)、もしくは対象サービスにより作成された資料またはそれらを利用した直接的製品が、輸出関連法規に違反して、直接または間接であるかを問わず輸出されないこと、輸出関連法規で禁止されている用途(核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含む)がこれらに限定されないこと、使用されないことに同意する。

L. その他

1. 乙は独立の契約者であり、両当事者は当事者間で共同経営、ジョイントベンチャー、代理人の関係を構築するものではない。甲及び乙はそれぞれが各自の従業員に対する支払い(雇用に関する税金及び保険を含む)について責任を負うものとする。乙が対象サービスを実施するうえで甲の対象システムの一部に組み込まれている他のベンダーの製品にアクセスする必要がある場合、甲に代わり乙が当該製品にアクセスするために必要となる当該製品及び適切な使用权の取得については、甲の責任とする。

2. 本契約は日本国法が適用され、甲及び乙は、本契約により生ずる紛争については、東京地方裁判所を専属的に第一審の合意管轄裁判所とすることに合意する。

3. 甲が乙との間で紛争を提起する場合、若しくは倒産手続き又はその他類似的法的手続きの対象となった場合には、甲は速やかに次の宛先に書面により通知する。

〒105-0021 東京都港区東新橋二丁目4番1号 サンマリーノ汐留5階 管理部長

4. 甲がD.(侵害時の保護)に基づく通知をする場合には、甲は速やかに次の宛先に書面により通知する。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1 日本オラクル株式会社 法務室長

〒105-0021 東京都港区東新橋二丁目4番1号 サンマリーノ汐留5階 管理部長

5. 甲は、第三者に対し、本契約に基づく権利義務を譲渡すること、また、対象サービスの成果物に関する権利を贈与、譲渡することはできないものとする。甲が対象サービスの成果物を担保に供した場合でも、当該担保権者は対象サービスの成果物を利用または譲渡する権利を有しない。

6. 料金を払わないまたは乙の財産権に対する侵害に関する訴訟を除き、いずれの当事者も本契約により生じる訴訟を、いかなる形態であれ、訴訟の原因が発生した時から2年経過した後は提起することはできないものとする。

7. 乙は、45日前までに書面により、サポート対象システムの数量について、監査を行うことができる。甲は乙による監査に協力し、合理的な範囲内で助力および情報を提供することに同意する。但し、乙は、当該監査を甲の事業活動を妨げることなく、通常の甲の業務時間帯に行うものとする。

当該監査の結果、甲に既に支払われた対象システムの数量を超えた分については、甲は乙の書面による通知から30日以内に超過分の対価を支払うことに同意する。甲から当該超過分の対価が支払われない場合、乙は、Enterprise Linux サポートサービス又は本契約を終了させることができる。甲は、監査に協力することにより生じた費用について、乙には一切責任がないことに同意する。

M. 不可抗力

いずれの当事者も以下の事由による義務の不履行または遅滞について責任を負わないものとする。(1)戦争、反乱、妨害行為 (2)天災 (3)債務者の責めによらない電気、インターネットまたは電気通信上の機能停止 (4)政府の規制(輸出またはその他のライセンスの拒否、取消しを含む) (5)その他債務者の合理的な支配を超えた事態

両当事者は、不可抗力の影響を緩和させるために合理的な努力を行うこととする。

第1項の事由が90日を超えて続いた場合、一方当事者は書面による通知により履行できなかった対象サービスを解除することができるものとする。本条は通常の障害回復処置にしたがって適切な対策を講じる各当事者の義務、または提供された対象サービスに対する甲の支払い義務を免除するものではない。